

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更）に係る面談

2. 日時：令和2年10月6日（火）16時00分～16時25分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、高松専門職

東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉安全・品質室 担当3名

福島第一原子力発電所 建設・運用・保守センター 担当1名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年6月29日付けで受理した実施計画変更認可申請（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更）について、同年9月28日に実施した面談でのコメントに対する回答があった。

➤ 第8章の施設管理において、追記・変更した箇所の変更の根拠は、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」によること。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所規則改正に伴う変更